

新潟県条例第39号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>第15条 （略）</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の対象）</u></p> <p><u>第15条の2 法附則第60条第1項に規定する条例で定める放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。</u></p> <p>第15条の3 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>第15条 （略）</p> <p>第15条の2 （略）</p>

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。